

最低制限価格の算出方法についての補足説明

公告No. : 280

工事名 : 川島町市単土地改良工事 (揚水機工)

最低制限価格の算出にあたり、設計内訳表の「スクラップ」については、下記の算出方法のとおりとします。

記

○算出方法

※下記の合計金額に万円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てとします。

⑥機械設備製作・据付工 (上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く)

$$\begin{aligned} & \{ (\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 \\ & + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 \\ & + \text{一般管理費} \times 0.55 \} - \text{スクラップ} \end{aligned}$$

以上